

基金情報

No. 148

平成26年5月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成26年度・主要事業概況

| 事 項 | 4月末数 | 対前月増減数 | 事 項 | 4月末数(累計) | |
|-------------|---------|---------|-------------|------------------------|-----------------------|
| 事業所数(件) | 217 | 0 | 年金掛金 | 調定額(円) 2,071,315,302 | |
| 加入員数(人) | 男子 | 4,267 | 73 | 取納額(円) 2,063,869,078 | |
| | 女子 | 2,148 | 18 | 取納率 99.64% | |
| | 計 | 6,415 | 91 | 事務費掛金調定額(円) 46,386,684 | |
| 平均標準給与月額(円) | 男子 | 335,184 | -1,867 | 資産運用 | 信託資産額(時価) 275億9,067万円 |
| | 女子 | 231,912 | -682 | | 修正総合利回り -0.20% |
| | 計 | 300,604 | -1,264 | | ベンチマーク差 0.64% |
| 受給者数(人) | 6,393 | -9 | 慶弔金の支給件数・金額 | 7件7万円 | |
| 平均年金額(円) | 525,703 | 46 | 年金相談件数 | 45件 | |

適用関係

「算定基礎届」のご提出をお願いいたします ～定時決定～

本年も「算定基礎届」をご提出いただく時期が近づいてまいりました。

厚生年金保険・健康保険・厚生年金基金では被保険者(加入員)が実際に受ける報酬と、すでに決められている標準報酬月額とがかけはなれないように、毎年7月1日現在の被保険者(加入員)全員の4・5・6月に受けた報酬の届出を行い、その年の9月以降の標準報酬月額を決定します。これを「定時決定」といい、そのための届出が「算定基礎届」です。

「算定基礎届」は7月1日から7月10日までの間(または指定された日)に年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金へご提出ください。

【算定基礎届の提出が必要・不要な方】

(必要な方)

- 資格取得日が5月31日以前の被保険者(加入員)で7月1日現在、在職中の方
- 退職日が7月1日以降(資格喪失日7月2日以降)の方
- 欠勤中・休職中(育児休業、産前産後休業、介護休業も含む)・海外駐在中の方

(不要な方)

- 資格取得日が6月1日以降の方
- 退職日が6月30日以前(資格喪失日が7月1日以前)の方
- 7・8・9月に月額変更、育児休業等終了時変更届、産前産後休業終了時変更届を提出する方

【算定基礎届 一支払基礎日数】

「支払基礎日数」は算定基礎届で報酬月額を計算する基礎となる日数です。算定対象月である4・5・6月の3ヶ月は、いずれも支払基礎日数が17日以上あることが必要です。17日未満の月があったときは、その月は除外して平均額を計算します。(例えば、算定対象月の4・5・6月で支払基礎日数が17日以上ある月が5・6月しかなかった場合、5・6月の2ヶ月で平均額を計算します)

■ 月給制の場合 ■

休日や有給休暇も支払基礎日数に含まれるので出勤日数に関係なく支払対象月の暦日数が支払基礎日数になります。(例えば、3月分の給与を4月に支払った場合、4月の支払基礎日数は「31日」となります)

ただし、欠勤日数分だけ給与が減額される場合は、就業規則や給与規定などにに基づき、事業所が定めた日数から欠勤日数を差し引いた日数が支払基礎日数となります。

■ 日給制の場合 ■

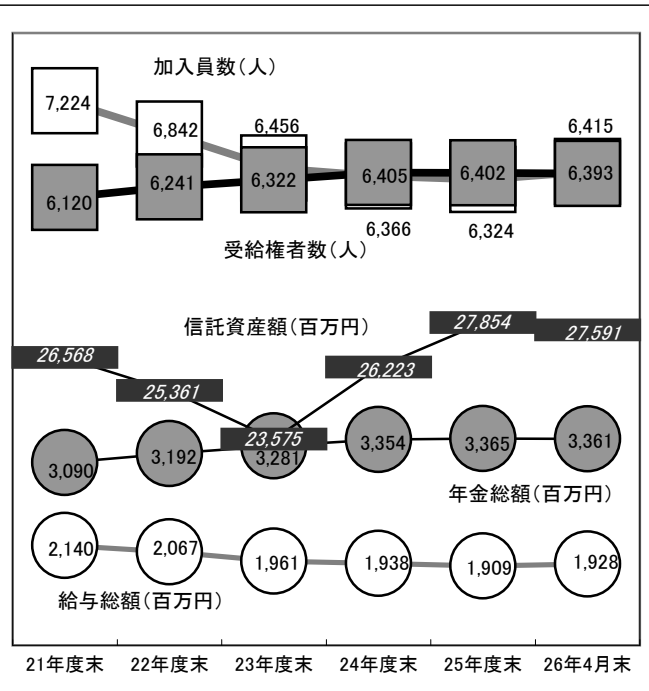
出勤(稼働)日数が支払基礎日数となり、有給休暇を取得したときは出勤日数に含めます。

【算定基礎届 パートタイマー(短時間就労者)支払基礎日数ごとに算定方法が異なる】

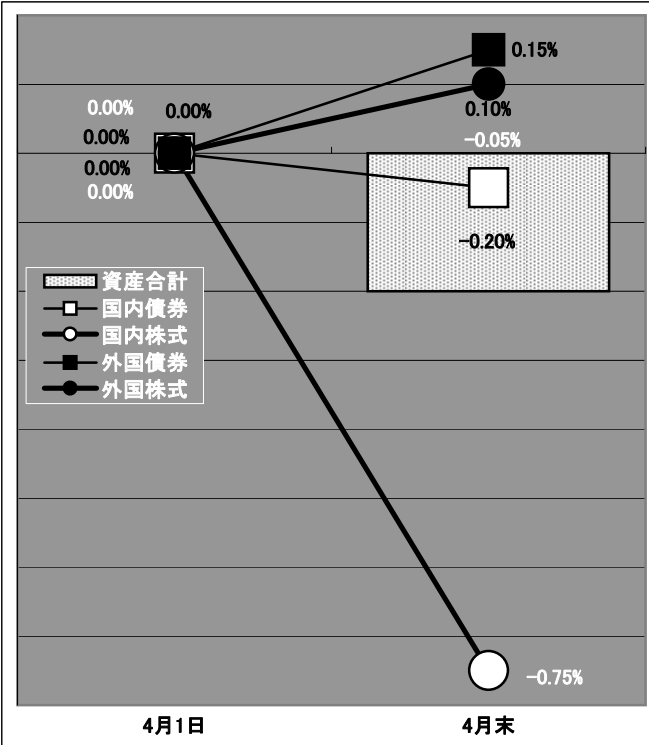
- 支払基礎日数17日以上が1ヶ月以上ある → 17日以上月の報酬の平均額で算定
- 支払基礎日数17日以上がなく15日以上が1ヶ月以上ある → 15日以上月の報酬の平均額で算定
- 支払基礎日数が全て15日未満の場合 → 従前の標準報酬月額で算定

【「算定基礎届」用紙発送予定日】 6月23日頃に事業主・ご担当者様宛に送付いたします。

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成25年度>



6月の予定

- 13日 告知書(5月分)発送
- 23日頃 算定基礎届関係書類送付予定

※ 6月分の適用関係書類の切は7月8日です。

《当基金から各事業所への算定基礎届等の送付日程》

| | |
|----------------------------|-----------------------------|
| 手書き作成の事業所 | 基本事項を印字した届書を6月23日頃発送予定 |
| エクセルデータ入力後、基金へ届書作成依頼の事業所 | 加入員データをCDまたはメールにて6月23日頃発送予定 |
| エクセルデータ入力後、基金へ磁気媒体作成依頼の事業所 | 加入員データをCDまたはメールにて6月23日頃発送予定 |
| 自社等のコンピュータ作成事業所 | 希望部数の算定基礎届書を5月23日に発送済み |

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

【給付金額】

- ◇ 弔慰金 (遺族へ支給)
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求 (請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないと消滅します
 * 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。)

年金相談についてのお願ひ

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としになります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。詳しくは当基金までお問い合わせください。

* 5月分の掛金納入期限は、平成26年6月30日となりますので、ご協力お願いいたします。

【お願ひ】

当「基金情報」を加入員の方々が開覧いただけるようご配慮の方お願ひいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
 創刊号から直近号までご覧いただけます
 加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

設立事業所の異動(規約変更関係等)・4月処理分

| 異動区分 | 事業所名 | 異動内容(新) | 適用年月日 |
|-------|----------|---------------|---------|
| 名称変更 | 目黒化工(株) | クオリテックファーマ(株) | H26.4.1 |
| 所在地変更 | 株河村硝子工業所 | 北区田端 | H26.4.1 |
| 所在地変更 | 光ガラス(株) | 湯沢市駒形町 | H26.4.1 |